

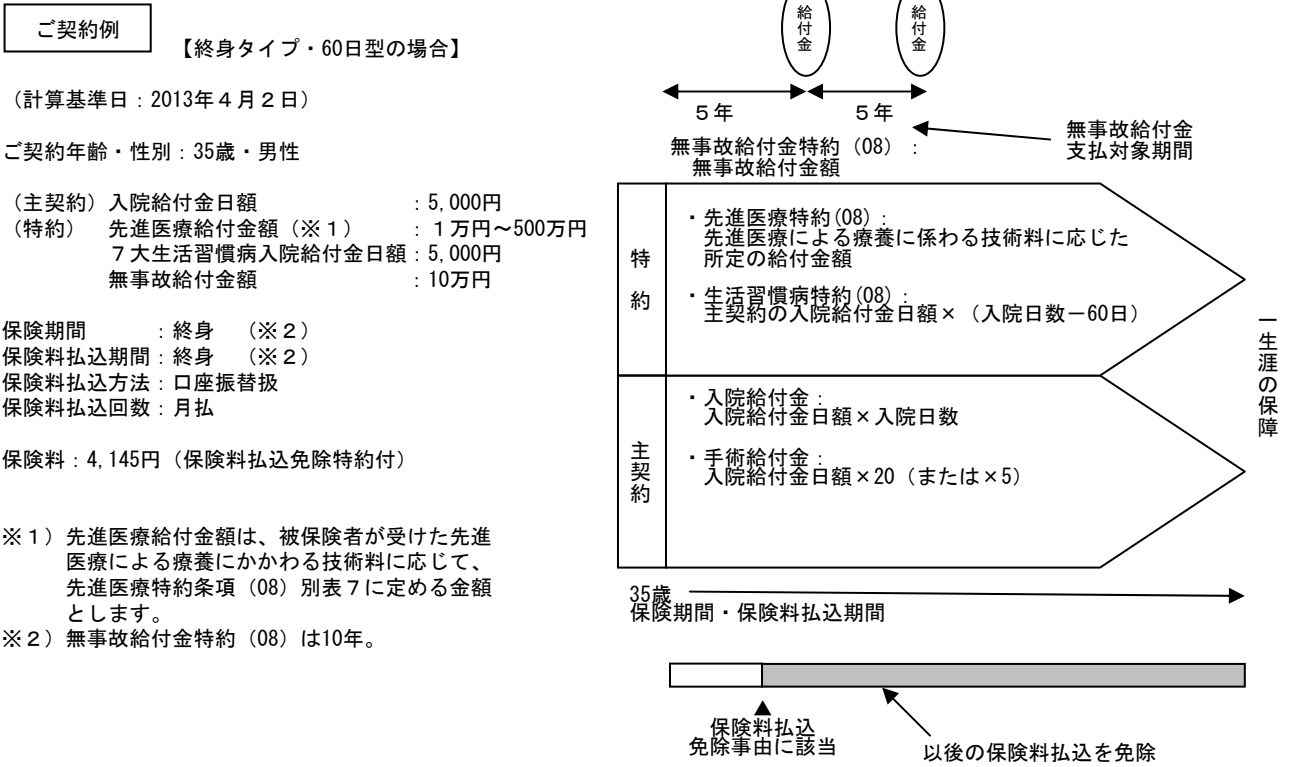
重要事項説明書（契約概要）

この「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。「重要事項説明書（契約概要）」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

1. ゴールドメディ（※）（無解約返戻金型医療保険（08）〈無配当〉）の特長

- ・病気やケガによる入院・手術の保障を確保できる商品です。
 - ・一生涯を保障する終身タイプと、一定期間を保障する有期タイプがあります。
- ※当社では、この商品について、以下のペットネームとしています（「無配当」は省略します）。
- 無解約返戻金型医療保険（08）：「ゴールドメディ」
 - 無事故給付金特約（08）付無解約返戻金医療保険（08）：「ゴールドメディ・リッチ」
 - 保険料払込免除特約付無解約返戻金型医療保険（08）：「レスキューP ゴールドメディ」
 - 保険料払込免除特約・無事故給付金特約（08）付無解約返戻金型医療保険（08）：「レスキューP ゴールドメディ・リッチ」

2. しくみ図



3. 保障内容

支払事由 [主契約]	○病気やケガによる1日以上入院をされたとき（入院給付金）（※1） [1入院の限度：30, 60, 120日のいずれか] [通算支払限度：1,095日] ○手術を受けたとき（手術給付金）（※2） ・入院給付金が支払われる入院中に受けた手術 [入院給付金日額 × 20] ・入院給付金が支払われる入院中以外に受けた手術 [入院給付金日額 × 5] ○被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡されたとき（死亡給付金）（※3）
---------------	--

- ※1 「不慮の事故」を原因とする給付金は、事故の日を含めて180日以内に所定の事由に該当されたときにお支払いします。
- ※2 手術給付金の支払事由
被保険者が保険期間中に疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として所定の手術を受けられたとき

〈所定の手術〉

- (1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、つぎに該当するものを除きます。
- ①創傷処理
 - ②皮膚切開術
 - ③デブリードマン
 - ④骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
 - ⑤抜歯手術
- (2) 普通保険約款別表11に定める先進医療に該当する診療行為（診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬物投与、局所的薬物投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）
- ※3 保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間満了後の保険期間中に被保険者が死亡された場合、主契約の入院給付金日額の10倍の死亡給付金が支払われます。ただし、保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、被保険者が死亡された場合でも、保険期間を通じて死亡給付金は支払われません。

免責事由 (給付金をお支払いできない場合)	【主契約】 疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 【先進医療特約(08)】 先進医療給付金	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存（災害入院給付金は除く） (8) 地震、噴火または津波（※4） (9) 戦争その他の変乱（※4）
	死亡給付金	保険契約者または死亡給付金受取人の故意

※4 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その影響の程度に応じ、給付金の全額または一部をお支払いすることがあります。

●保険料の払込免除について（主契約の保障内容）

保険料払込免除となるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任開始期（または復活日）以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき ・ 責任開始期（または復活日）以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当されたとき
--------------	--

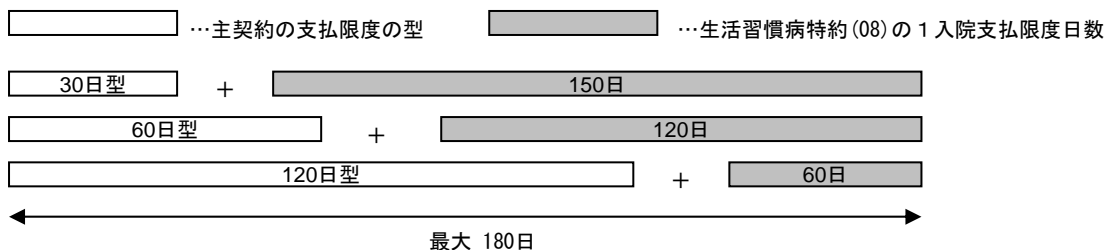
4. 付加できる特約について

付加できる特約	支払事由等	お支払いする保険金・給付金
先進医療特約 (08)	この特約の責任開始期（または復活日）以後に発生した疾病、不慮の事故による傷害等により先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金（※1） [支払限度] 1療養：500万円、通算：1,500万円
生活習慣病特約 (08)	この特約の責任開始期（または復活日）以後に発病した7大生活習慣病の治療を目的とした入院をされ、その入院日数が、主約款に規定する1回の入院の支払限度をこえる入院であるとき	7大生活習慣病入院給付金（※2） [主契約の入院給付金日額 × (入院日数 - 主契約の1入院支払限度日数)]
無事故給付金特約 (08)	この特約の5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金のいずれもが支払われなかったとき	無事故給付金（※3）
保険料払込免除特約	所定の3大疾病になられたとき（※4） 所定の要介護状態になられたとき（※5） 所定の身体障害状態になられたとき（※6）	以後の保険料の払込免除
指定代理請求人特約 * 無料	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

※1 先進医療給付金額は被保険者が受けた先進医療による療養にかかわる技術料に応じて約款別表に定める金額とします。

※2 生活習慣病特約(08)の給付金の支払いについて

主契約の入院給付金日額 × (入院日数 - 主契約の1入院支払限度日数)
ただし、1入院につき、主契約の支払日数とこの特約の支払日数を合算して180日を限度とします。



※3 無事故給付金の支払いについて

5年ごとの無事故給付金支払対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に主契約の給付金のいずれもが支払われなかったときにお支払いします。

※4 所定の3大疾病について

悪性新生物 (がん)	主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により病理組織学的所見等によって診断確定されたとき。(ただし、「上皮内がん」、「皮膚がん」および「責任開始期から90日以内に罹患した乳房のがん」は対象外。皮膚の悪性黒色腫は対象)
急性心筋梗塞	主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

※5 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当され、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日以上あることを医師によって診断確定された場合

※6 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の身体障害の状態に該当された場合

●自動更新(契約条件によってはお取扱いできないこともあります。)

下記の保険種類については、保険期間満了日の2か月前までに、契約者から継続しない旨のお申出がない限り、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率で計算(通常、更新前より高くなります)し、約款も更新時のものが適用されます。保険期間は原則として更新前の保険期間と同一となります(当社取扱期間を限度とします)。

主契約	無解約返戻金型医療保険(08)(有期タイプ)
特約	先進医療特約(08)、生活習慣病特約(08)、無事故給付金特約(08)

(ご注意) 無事故給付金特約(08)は、保険料払込免除となった場合、自動更新のお取扱いをいたしません。

5. 保険期間、給付金日額、保険料、保険料払込期間、保険料払込方法等

申込書、申込書(控)または提案書をご参照ください。

6. 契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

7. 解約返戻金について

- ・保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていて保険料払込期間満了後に解約された場合は、主契約の入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
- ・保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8. その他ご注意

- ・「保険料の振替貸付」、「契約者貸付」はお取扱いしておりません。
- ・「延長定期保険への変更」、「払済保険への変更」はお取扱いしておりません。

■ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ・ご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。
総合サービスセンター TEL 0120-211-901 受付時間 月~金(祝日・年末年始を除きます。) 9時~17時
- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ・(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■ご契約に際しては、「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」もあわせてご覧ください。

特に、主契約および特約に関する保険金をお支払いできない場合(免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合等)については、必ずご確認ください。

■この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「医療保険」です。「保険種類のご案内」は当社の代理店または最寄りの支店にご請求ください。

AIG富士生命保険株式会社 本社 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル	生命保険についてのお手続きやご照会につきましては、 総合サービスセンター0120-211-901へお問い合わせください。 ホームページ http://www.aig-fuji-life.co.jp/
---	---

登録番号: FL16D1304 登録年月日: 2013年4月2日

重要事項説明書(注意喚起情報)

- この「重要事項説明書(注意喚起情報)」には、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、支払事由およびご契約についての重要事項は「ご契約のしおり・約款」、保険商品の内容をご理解いただくための情報は「重要事項説明書(契約概要)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度

- ◆申込者またはご契約者は、ご契約の申込日、クーリング・オフ制度を記載した書面を交付した日のいずれか遅い日から、その日を含めて14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ◆この場合、お申込みいただいた金額を全額返還します。ただし、当社が指定する医師の診査が終了した時や、法人をご契約者とする保険契約である場合等は、お申込みの撤回またはご契約の解除はできません。

2. 健康状態・職業などの告知義務

(1) 告知義務について

- ◆ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ◆医師の診察を受け、医師の診察の結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

(2) 告知受領権について

- ◆告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3) ご契約の引受けのお断りと特別条件

- ◆当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。ご契約の引受けをお断りすることもございますが、「保険料の割増」「給付金の削減」等の特別な条件をつけてお引受けすることがあります。なお、特別な条件として「保険料の割増」を適用しているご契約については、保険料払込免除特約および先進医療特約(08)を付加することはできません。

(4) 告知が事実と相違する場合

- ◆告知していただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
 - 当社の取扱者が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社にご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社にご契約または特約を解除することができます。
 - 「給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
 - 当社にご契約または特約を解除する場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - 例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお申込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の責任開始期について

- ◆「責任開始期に関する特約」を付加されない場合は、お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した際に、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から保険契約上の保障が開始されます。・第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。)をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、当社が第1回保険料を受け取った時となります。
- ◆「責任開始期に関する特約」を付加された場合は、お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した際に、当社が保険契約のお申込みを受けた時(告知前に受けたときは告知の時)から保険契約上の保障が開始されます。

4. 契約確認・保険金給付金確認制度について

- ◆当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
- ◆事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。

5. 給付金の支払いに関する手続き等の留意事項

- ◆支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ◆お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者、最寄りの支店または総合サービスセンターにご連絡ください。
○総合サービスセンター：TEL 0120-211-901 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。） 9時～17時
- ◆当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆給付金等の代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約が付加されていれば、給付金の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者から、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を指定代理請求人の方へ、必ずお伝えいただけますようお願い申し上げます。

6. 給付金をお支払いできない場合等

給付金等をお支払いできない場合または保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

(1) 免責事由に該当した場合

- ◆ご契約者等の故意によるとき
- ◆被保険者の犯罪行為等

(2) 保険給付の原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合

- ◆給付金のお支払い（保険料のお払込みの免除を含みます。）は、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、支払事由に該当しません。
- ◆ただし、責任開始期から2年を経過した場合は、責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因とするものについてもお支払いするケースがあります。

(3) 告知義務違反による解除の場合

- ◆ご加入（復活）に際して、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約（特約）が解除されたとき

(4) 重大事由による解除の場合

- ◆給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

(5) ご契約の失効の場合

- ◆保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由が生じたとき

(6) 保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

(7) 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

7. 払込猶予期間とご契約の効力

- ◆第2回以後の保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。保険料払込期月中にご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- ◆払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります（失効）。
- ◆「責任開始期に関する特約」を付加された場合の第1回保険料の払込猶予期間は、払込期間満了日の翌月初日から翌月末日までとなります。払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、保険契約は責任開始日に遡って無効となります（保障がなくなります）。

8. 効力を失ったご契約の復活

- ◆保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。
- ◆この場合、あらためて告知または診査をしていただきます（健康状態などによっては復活ができないこともあります）。また、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。告知または診査の結果、当社が復活を承諾した場合には、延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

9. 解約と解約返戻金

- ◆保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていて保険料払込期間満了後に解約された場合は、主契約の入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
- ◆保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

10. 保険金額等が削減される場合

- ◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
- お問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

11. 新たな保険契約への乗換えについて

- ◆現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。
 - 現在のご契約についての不利益事項
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約の場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。
 - 新たな保険契約についての留意事項
 - ・新たにお申込みになるご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。
 - ・一般の契約と同様に告知義務があります。
- ◆「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ◆詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ◆告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受けができなかったり、上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご注意ください。

12. 法令等の改正に伴う普通保険約款の変更

- ◆当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの普通保険約款に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の支払事由を変更することがあります。
- ◆この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知しますので、変更内容にしたがって契約を継続されるか、あるいは解約されるかご選択いただけます。

13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターへご連絡ください。
○総合サービスセンター：TEL 0120-211-901 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。） 9時～17時
- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ◆（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
- ◆生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

登録番号:FL33D1304 登録年月日:2013年4月2日